

(参考)

問 木酢液は、一般的に数百倍に薄めて施用することが多いですが、原液に対して暫定許容値を適用する理由はなんですか。

(答)

- 1 木酢液は、土壌改良資材として利用される場合、その目的や使用方法は様々であり、それぞれの目的・使用方法ごとに希釈割合を変えて使用されています。例えば、土壌中の有用微生物の増殖を促す等の目的で、200～400倍程度に希釈して土壌に散布する使用方法が代表的である一方で、20倍程度の希釈液を木炭に5～10%混合し、土壌に散布して混合する場合があります。希釈の割合が一定でない上、高濃度で使用される場合もあることから、放射性セシウムの暫定許容値は、原液に対して適用することが必要です。
- 2 また、放射性セシウムの濃度が高い木酢液が製造され、流通することによる販売業者、消費者等の外部被ばくを防止する観点からも、原液に対して暫定許容値を適用することが必要です。

(参考) 販売業者、消費者等の放射線防護の考え方について

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会)においては、放射性廃棄物の再利用に際して、流通段階、消費段階における放射線防護の観点から、以下のとおりとされている。

今回の事故の影響を受けた廃棄物の一部は、再利用に供することが考えられる。これらを再利用して生産された製品は、市場に流通する前にクリアランスレベル\*の設定に用いた基準(10 $\mu$ Sv/年)以下になるように、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要がある。

※ クリアランスレベルとは、放射性物質によって汚染されたものを一般社会に還元し再利用することの可否を判断するために定められたものであり、通常は、放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護に係る規制の枠組みから外す際に適用されるものである。